

平成 18 年 12 月 27 日付 公開草案「リース取引に関する会計基準（案）」及び
公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について

当社は地域のリース会社として地域経済の発展に貢献することを使命としております。
地域経済の担い手であり、当社の主要なお取引先である地元企業は中小企業が大半を占め、
優良企業といっても主要都市レベルから見れば小規模な企業がほとんどです。

今回の公開草案の会計基準は極めて複雑で、特に原則法とされる利息法の適用は、ほと
んどの地場優良企業にとっても事務負担上堪えられないものと思われます。

特に地方においては、成長性のある会社ほどリースを有効に活用している傾向があり、
現状では会計法上の大会社に該当していなくても、リース債務が貸借対照表に計上される
ことで負債総額が 2 0 0 億円以上となり、大変な事務負担を伴う利息法計算によるリース
会計処理と、新たな会計士監査に対応しなければならない、という二重の負担がのしかか
ることも想定されます。

以上のことから、リース料が支払ベースの費用処理とならず、減価償却費や支払利息計
上に伴う管理上の事務負担が増大することとなれば、地域優良企業の多くがリースの利用
を手控えることになるのは明らかです。またその一方で、資金調達力にも限界があるため、
設備投資そのものの減退を招くことも容易に予測されます。

なお中小企業については、「中小企業の会計に関する指針」において過重負担とならない
よう配慮されるような記述がされていますが、会計基準委員会としてそのように取り組む
との記述はなく、その具体化には大きな危惧を抱いております。

また今回の公開草案の元となる平成 18 年 7 月 5 日付 試案「リース取引に関する会計基
準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対しては多くの意見
が寄せられたと公表されていますが、その内容やコメントに対する検討・審議の詳細につ
いては公開されておらず、半年足らずのうちにほぼ試案どおりの公開草案が出されたこと
は会計基準変更プロセス上の大きな問題だと考えます。

以上のように、公開草案のリース会計基準適用は、永きに亘る不況に耐えたとはいえ、
いまだに大都市圏に比べ回復色の薄い地方経済全体に、再び沈滞・地盤沈下をもたらすこ
とが強く懸念されるどころです。

したがってこのような基準の導入には強く反対いたします。

肥銀リース 以上